

薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第九七号)(先議)要旨

本法律案は、医療の高度化、医薬分業の進展等、薬剤師を取り巻く環境が変化している中で、医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、薬剤師国家試験の受験資格を修業年限六年の薬学の課程を修めて卒業した者に与える。
- 二、大学の薬学教育においては、研究者の養成などを目的とした修業年限四年の課程も存置されることから、経過的取扱いとして、本課程に続きその修士課程を修了した者等が一定の要件を満たす場合には、薬剤師国家試験を受けることができることとするほか、所要の経過措置を設けることとする。
- 三、この法律は、平成十八年四月一日から施行する。